

島群所収容

3 ソルジェニーツィン 木村 浩 訳



収容所群島

1918-1956 文学的考察

ソルジェニーツイン

木村 浩訳

3

新潮社版



АРХИПЕЛАГ ГУЛАГ 1918~1956
ОПЫТ ХУДОЖЕСТВЕННОГО ИССЛЕДОВАНИЯ I-IV
by A. СОЛЖЕНИЦЫН
World Copyright © 1974 by Alexander Solschenizyn
Japanese translation rights arranged with Les Editions du
Seuil, Paris through Charles E. Tuttle Co., Inc., Tokyo

収容所群島 3

A・ソルジェニーツィン 木村 浩訳

印刷 1976. 6. 10 発行 1976. 6. 15

発行者 佐藤亮一

発行所 新潮社 東京都新宿区矢来町71/振替東京4-808/〒162

電話 業務部 (03) 266-5111/編集部 (03) 266-5411

定価1,100円

印刷所 錦明印刷株式会社

製本所 新宿加藤製本株式会社

©1976, Shinchosha, Printed in Japan.

(乱丁・落丁本は、ご面倒ですが小社通信係宛お送り)
下さい。送料小社負担にてお替えいたします。)

收容所群島 3・目次

第三部 絶滅Ⅱ労働収容所

第一章 オーロラの指 11

第二章 群島は海から浮び上がる 25

第三章 群島は癌腫を転移さす 69

第四章 群島は冷酷になる 117

第五章 群島の基盤 137

第六章 ファシストどもが運ばれてきた！

161

第七章 群島住民の生活 191

第八章 収容所のなかの女性 219

第九章 特権囚 242

第十章 政治犯の代りに 283

第十一章 忠誠派の人びと 312

第十二章 密告 351

第十三章 一皮剥がしたら、もう一皮剥がせ！

373

第十四章 運命を変えること！

389

第十五章 懲罰

411

第十六章 社会的親近分子

421

第十七章 少年囚

442

第十八章 収容所群島のミューズたち

463

第十九章 民族としての囚人たち

497

第二十章 犬の務め

527

第二十一章 収容所周辺の世界

556

第二十二章 われらは建設する

569

第四部 魂と有刺鉄線

第一章 向上

589

第二章 それとも墮落か？

609

第三章 打ちのめされた娼婦 623

第四章 若干の運命 646

＊

訳者あとがき 661

付録 巻末

＊第三部第十二章以後は第4巻に収録

収容所群島 3

——1918～1956

文学の考察——

凡 例

一、日本語版においてはロシア語原書の大文字だけによる語句の表記はゴシック活字で組み、イタリアック体によるものは訳文の右側に傍点をつけて区別した。ただし、機関名などの略称の場合はこの限りではない。

二、原書における著者脚注は、各語句の右下に番号を付し、各章末に一括して掲載した。最小限にとどめた本文中の割注はすべて訳者によるものである。

三、会話、引用は「……」で示し、新聞、雑誌名は『……』を用いたが、そのほか場合によって「……」〈……〉を使用した。なお、文中の感嘆符（!!!!!!）はすべて原文通りである。

第三部

絶滅Ⅱ 労働収容所

「わたしたちと一緒に皿からものを食べたことのある人たちだけが、わたしたちを理解することができなのです」

——東部カルパチャ出身の元囚人
ウクライナ女性の手紙より

この第三部で取り扱われるべきことは、とてもその全貌ぜんぼうを見とおせるものでない。その野蛮きわまる意味を理解し把握はくするためには、絶滅を目的として考え出された収容所グライッで、特権がなくてはとうてい一つの刑期も務めあげられぬ収容所で、たくさん的人生を生き抜かなければならないからである。

したがって、より深く身を入れて、より多くのものを味わった人びとは、すでに墓の中に眠っていて、何一つ語れない。これらの収容所に関する最も重要な部分は、もはや誰一人いつになっても語ってはくれないだろう。

さらに、その歴史と真実のすべてを明らかにする仕事は、たった独りの筆には不可能である。結局のところ、私の力でできたのは覗のぞき穴から見た《群島》の一部の記述であって、塔の上から眺めたその全景ではない。だが幸いなことに、若干の書物が陽の目を見、これから見るだろう。あるいは読者諸君はシャラーモフの『コルイマ物語』から《群島》精神の情容赦なさ与人間の絶望の限界を、いっそう肌身に感じて理解されるかもしれない。いや、それはともかく、海の味というものは、一口することによってわかるものである。



ソルジェニーツィン、1946年7月、
モスクワのカルージュスカヤ・ザスターワ収容所にて

第一章 オーロラの指

ホメロスがよく歌い、ローマ人がオーロラと呼んでいた、バラ色の指をしたエオスの女神が、やはり《群島》の最初の夜のとばりを、優しくその指先で上げたのであった。

わが同国人たちはBBC放送で、M・ミハイロフがわが国には集中収容所が早くも一九二一年に存在していたかのような事実を明らかにしたというニュースを耳にしたとき、その大部分の者は（これは西欧でも同様だったが）びっくり仰天したものだ——まさかそんなに早くから？　いくらなんでも一九二一年に？

もちろん、それは違う！　もちろん、ミハイロフは間違っていた！　一九二一年に集中収容所はすでにフル回転していたからである（いや、すでにその終りに近づいてきたのだ）。《群島》は巡洋艦『オーロラ』号の発砲とともに誕生したと言ったほうがはるかに正しいだろう。

いや、これとは別の考え方が成立するだろうか。ここで

ひとつ考察してみよう。

マルクスとレーニンは、古いブルジョア的強制機構を破壊して、すぐさまその代りに新しいものを創らなければならない、と教えたのではなかったか？　ところで、強制機構を構成するのは軍隊（一九一八年初頭に赤軍が創設されたことにわれわれは驚かない）、警察（軍隊よりも早く民警が新設された）、裁判（一九一七年十一月二十二日より）、そして牢獄である。プロレタリア独裁を打ち立てるときに、新型の牢獄の設置を遅らせるどんな理由があったと言うのか。

いや、言いかえると、新旧のいずれにせよ、牢獄の設置は絶対に遅らせてはならなかったのである。すでに十月革命後まだ数カ月も経ないうちにレーニンは、「規律を上げるために、最もきびしい、苛酷な措置を取るよう」要求した。ところで、苛酷な措置というものは、いったい、牢獄抜きでできるものだろうか。

この件に関してプロレタリア国家はどのような新しい措置を導入することができるのか。イリイチ（レーニン）は新しい道を手さぐりで捜した。一九一七年十二月、彼は試みに次のような一連の罰則を提唱した。「全財産の没収……本法の違反者すべてを投獄し、前線に送り、強制労働に付すこと」この事実からわれわれは《群島》の指導原理、すなわち、強制労働が十月革命後のすでに最初の月に提唱

されていたことを確認することができるのである。

山蜂のぶんぶんと飛びかう香り豊かなラズリフ（レニングラド北西三十四キロにある別荘地。一九一七年七月にレーニンはこの地に身をかくしていた）の草原にのんびり暮しなから、イリイチは早くも未来の懲罰制度のことを考えなかったわけではないのだ。すでにそのとき彼はぬかりなく計算して、われわれを次のようになだめているのだ。「多数者である昨日までの賃金奴隷が少数者である搾取者を抑圧することは、比較的容易で、簡単で、かつ自然なことであるので」以前の少数者による多数者に対する抑圧と比較すると、「流血もより少なくて済み……人類にとってより少ない犠牲ですむはずである」と。

亡命した統計学者クルガーノフ教授の計算によると、この「比較的簡単な」国内における抑圧は十月革命から一九五九年までにいたる間に……なんと六千六百万人の犠牲者を必要としたのである。もちろん、われわれはこの数字の正しさを保証できないけれども、他の公式数字を持ちあわせていない。公式数字が出現したら、専門家たちは両者の数字を批判的に比較検討できるであろう。

ここで比較のために次の数字をあげておくのも興味深いことと思う。偉大なロシア文学の全般にわたって帯状に貫いていたあの恐ろしい第三課の中央機関のスタッフの人数は、いったい、どのくらいだったのか。創設のときは十六人、活動の最盛期には四十五人である。これは最も辺鄙な

県非常委員会にとっても取るに足らない人数だ。あるいは、次の数字はどうか。帝政時代の《人民監獄》に二月革命のときぶちこまれていた政治犯の数はどのくらいだったのか。この数字はどこかで保存されているはずだ。おそらく、クレストウイ監獄だけでもこのような囚人は百人以上いただろう。それにシベリアの流刑地と懲役地から数百人が帰ったであろう。そのうえ、各県の監獄に多数の人びとが苦しんでいただろう！ いや、まじめに言っていたいどのくらいの人数だったのだろうか。次は当時のタンボフ市の新聞からの数字だ。二月革命のときにタンボフ監獄の扉を開いたところ……なんと七人の政治犯がいたのだ。ところで、当時、県の数は四十以上だった（一九一七年の二月から七月までの間は政治的理由で投獄しなかったこと、さらに七月以後は数人しか監獄に送られなかったことは断わるまでもない）。

だが困ったことに、最初のソビエト政府は連立政府だった。そのために一部の人民委員会を左派社会革命党の手に渡さざるをえなかった。不幸にも、そのうちのひとつとして法務人民委員部も彼らの手に渡った。自由に対する腐敗したブチブルジョアの理念に基づいて、この法務人民委員部は刑罰制度を崩壊寸前にまで追いやった。判決はあまりにもあまく、ほとんど進歩的な強制労働原理を利用していなかった。一九一八年二月に人民委員会議議長レーニンは監

禁地の増加と刑事的弾圧の強化を要求した。⁽⁴⁾五月にはすでに具体的指導に移りながら、次のごとく指摘した。賄賂に對しては禁錮刑十年以上、さらにその上に強制労働十年の刑、すなわち、合計二十年の刑を与えること。最初のうちこのような尺度の運命は悲觀的に思えたかもしれない——二十年後強制労働の刑は無用の長物になりはしないか。だが、われわれが知っているように、強制労働はきわめて生命力旺盛な措置であり、五十年後の今日でさえも非常に幅広く適用されている。

監獄の職員は十月革命後もかなりの間あちこちで帝政時代のままだった。ただ、監獄政治部員が新たに任命されただけである。図々しくなった牢番連中は自己の組合を結成して《牢獄職員同盟》、選挙による監獄管理職の選定方式を確立したのだ！（全ロシア史を通じて唯一の例だ！）いや、囚人たちもひけをとらなかつた——彼らの間にも内部自治制度があつた（一九一八年四月二十四日付の法務人民委員部の回状によれば——あらゆる可能なところで囚人たちを自己統制と自己監督に導くこと）。このような囚人たちの自由《無政府主義的不規律》は、当然のことながら、進歩的階級の独裁の目的にそぐわなかつたし、ロシアの大地から害虫を駆除するためにもあまり役立たなかつた（なにしろ、監獄内の教会も閉鎖されない有様だったから話にならない——そのためにわが囚人たち、ソビエトの囚

人たちは、たとえば気分転換などのために日曜日ごとにそこへ喜んで足を運んだ）。

もちろん、帝政時代の牢番たちもプロレタリアにとって完全に失われたわけではなかつた。なんと云つても、それは革命の最も近い目的を達成するための重要な専門職だったからだ。そういうわけで「牢獄管理職の中から、帝政時代の牢獄制度の中でもまだ完全に『まだ完全に』とはいふたいどういう意味なのか。どういう方法でそれを見分けるのか。『主よ、皇帝を守りたまえ！』という帝政ロシア国歌を忘れたことでも基準にするのか）こちこちに固まらず、愚鈍にもならずいて、新しい課題の仕事のためにまだ利用できる人びとを選び出す」必要があつた（たとえば、「はい、そうであります！」「いいえ、違います！」などと歯切れよく答えることか。それとも、錠前の鍵をすばやく回すことなのか）。もちろん、牢獄の建物、監房、鉄格子、錠前などはそれ自体外見的にそのままの形に見えたが、それは表面的にしかものごとを見ることのできない目にそう映ただけで、実際には新しい階級的内容と高度な革命的意味が付与されたのであつた。

それにもかかわらず、一九一八年の中ごろまで、惰性によつてやたらに《禁錮刑》の判決が連発された裁判の習慣的反応は、古い国家機構の牢獄部門の破壊を遅らせていたのである。

一九一八年の中ごろ、正確には七月六日にある事件が発生したが、その意義の重大さは多くの人がとに理解されていない。その事件は表面的に《左派社会革命党暴動の鎮圧》として知られている。しかし、この事件はほぼ十月二十五日の革命に匹敵するほどのものだった。十月二十五日には《代議員ソビエト》の政権が宣言され、そのためにソビエト政権と名がついた。だが、最初の数カ月この新政権はボリシェヴィキ以外の政党の代表によってまだかなりな程度に濁っていた。連立政府はボリシェヴィキと左派社会革命党のみから構成されていたにもかかわらず、全露ソビエト大会（第二回、第三回、第四回）とそこで選出された

全露中央執行委員会の構成には、他の社会主義政党の代表者たちも加わっていた。すなわち、社会革命党员、社会民主党員、無政府主義者、人民社会党员等々。そのためにこれらの全露中央執行委員会は《社会主義的議会》の不健全な性格の一面をもっていた。しかし、一九一八年の最初の数カ月のうちに一連の断固たる処置をとって（左派社会革命党の支持のもとで）、他の社会主義政党の代表者たちは全露中央執行委員会から追放するか（それ自体の決議に基づいて、一種の議会議決の手續きだ）、もしくは選出することを禁止した。まだ議会（第五回ソビエト大会）の三分の一を占めていた最後の異質な政党は左派社会革命党だった。ついにこの党员たちをも放逐する時期がやってきた。

一九一八年七月六日に彼らは全員一人残らず、全露中央執行委員会と人民委員会議から追放された。そのことによって代議員ソビエト政権（伝統的にソビエト政権と呼ばれているが）はボリシェヴィキの意志に対抗することをやめて、《新型民主主義》の形態をとった。

はかならぬこの歴史的な日からのみ、本格的に古い牢獄機構の再編成と《群島》の創設が可能となったのであった。この期待された再編成の方向はずっと以前から自明なものであった。すでにマルクスも『ゴータ綱領批判』の中で、囚人たちを矯正する唯一の手段は生産的労働である、と指摘していたのではないか。言うまでもなく、ずっとのちにヴィンスキが説明したように、それは「人間の理性も心もからからにする労働ではなく、無と卑小なものから人びとを英雄に創りあげる《魔法使》（！）なのである」なぞが国の囚人は監房の中でおしゃべりをしたり、書物を読んだりしないで、労働しなければならぬのか。それはソビエト共和国では、強いられる怠惰と、寄生虫的体制の下では当然な、たとえばシュリッセルブルグ要塞監獄などのようなところにあった《強制的徒食生活》はありえないからである。このような囚人たちの無為は、ソビエト共和国の勤労制度の諸原理と矛盾したであろうからだ。これらの原理は一九一八年七月十日に制定された憲法に定めてある。すなわち、「働かざるものは食うべからず」というこ